

小豆島町福祉のまちづくり支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、住民主導の自発的な福祉のまちづくりの推進を図るため、地域福祉活動を行うことを目的とした新たな団体の組織化と、「地域・企業・行政」の良好なパートナーシップのもとに、連携と協働による地域福祉活動事業に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）、補助期間、補助率及び補助限度額は、別表のとおりとする。ただし、次に掲げる事業は、補助対象事業から除くものとする。

- (1) 施設整備等のハード事業
- (2) 他の補助金等の交付対象となっている事業
- (3) 島外での宿泊費
- (4) 政治活動、宗教活動又は営利を目的とする事業

(交付申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする団体は、小豆島町福祉のまちづくり支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出するものとする。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) その他町長が必要と認めた書類

(審査及び交付決定)

第4条 町長は、前条の補助金交付申請書の提出があった場合は、当該書類を審査し、適当であると認めたときは、補助金の交付を決定し当該団体に通知するものとする。

- 2 町長は、前項の場合において、補助金交付の目的を達成するため必要があると認めたときは、条件を付すことができる。
- 3 町長は、第1項の決定にあたっては、小豆島町福祉のまちづくり支援事業選考委員会（以下「選考委員会」という。）に意見を聞くものとする。ただし、継続事業については、この限りではない。
- 4 選考委員会の組織及び運営については、別に定める。

(補助金の交付)

第5条 前条において決定した補助金は、その補助対象事業が完了した後において交

付するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、町長が必要があると認めるときは、この要綱に定める補助金交付決定額の範囲内において、概算払いにより交付することができる。
- 3 前項の規定に基づき補助金の概算交付を受けようとするときは、小豆島町福祉のまちづくり支援事業補助金概算交付請求書（第4号様式）を町長に提出しなければならない。

（事業変更・中止の承認）

第6条 補助金交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助対象事業の内容を変更又は中止しようとするときは、小豆島町福祉のまちづくり支援事業変更・中止承認申請書（様式第5号）を町長に提出し、その承認を受けなければならぬ。ただし、軽微な変更については、この限りではない。

（状況報告等）

第7条 町長は、補助対象事業に関し必要があると認めるときは補助事業者から報告を求め、調査し、又は必要な指示をすることができる。

（実績報告）

第8条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、事業の完了日から30日以内に小豆島町福祉のまちづくり支援事業実績報告書（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書（様式第7号）
- (2) 収支決算書（様式第8号）
- (3) その他町長が必要と認めた書類

（補助金の額の確定）

第9条 町長は、前条の規定により提出された実績報告書等を審査し、適當と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。この場合において、既に交付すべき補助金の額を超える補助金が概算交付されているときは、その返還を命ずるものとする。

（補助金の請求）

第10条 補助事業者は、前条の規定による通知を受けたときは、速やかに小豆島町福祉のまちづくり支援事業補助金交付請求書（第9号様式）を町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、前項の補助金交付請求書の提出を受けて補助金を交付する。

（交付決定の取消し及び返還）

第11条 町長は、補助事業者が次の各号の一に該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 補助金の交付決定の内容又はこれに付された条件に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正な手段により、補助金の交付の決定又は補助金の交付を受けたとき。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、実施に関して必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年6月1日から施行する。

(別表)

対象者	補助対象事業区分 (新規事業及び既存事業の改善、拡充を含む)	補助期間	補助率	補助限度額
小豆島町内に住所を有する者で、地域福祉活動を目的として新たな団体(最低5人以上の団体をいう。)を組織化しようとする者、及び小豆島町内の自治会、婦人会、老人クラブ、ボランティア団体など、小豆島町を本拠として自主的に福祉活動を実施するまちづくり団体	(1) 高齢者支援に関する活動 (2) 障害者支援に関する活動	最長3年	全額助成	1事業 50万円